

令和3年4月20日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

国の神奈川県を対象とする緊急事態宣言が3月21日をもって解除されましたが、本市の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止には最大限の配慮をし、感染対策を継続しながら、教育活動を行ってきました。

しかし、再び県内の感染者が増加傾向にあり、4月20日から神奈川県にもまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。市教育委員会としましては、児童・生徒等の安全・安心を確保するために、感染防止対策を引き続き行いながら、教育活動を行っていきたいと考えていますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、今後、状況の変化に応じて、判断を見直します。

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き行っていきます。御家庭でも、登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合等には自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。（心配な場合は、今まで同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。）
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続します。
- 登下校時や帰宅後の外出時（不要不急の外出は控える）等における感染防止のためのマナーについて、引き続き、御家庭でも御協力をお願いします。
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡をしていきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749